

申立書

年 月 日

(あて先) 本庄市長

申立人 (申請者) 住所(.....)
氏名(.....)

このたび、私が建築し、又は取得しました下記家屋は、現在のところ未入居の状態にありますが、自己の住宅の用に供するものに相違ありません。なお、住宅用家屋証明書交付後、この申立書に虚偽があることが判明した場合には、証明が取り消され、税額の追徴を受けても異議ありません。

1 家屋の表示 所在地 本庄市.....

家屋番号

2 家屋の住居表示 本庄市.....

3 入居予定日 年 月 日

4 現住の家屋の処分方法等(該当する□に✓)及び添付書類

現住所の住民票の写し (必須)

(処分方法等) (添付書類)

- 自己所有の家屋を売却する → 売買契約(予約)書、媒介契約書等売却することを証する書類
- 自己所有の家屋を賃貸する → 賃貸借契約(予約)書、媒介契約書等賃貸することを証する書類
- 自己所有の家屋に親族等が住む → 親族等の申立書
- 自己所有の家屋を取り壊す場合 → 工事請負契約書等
- 借家、社宅、寮等を退去する → 賃貸借契約書、使用許可証又は家主の証明書等自己所有の家屋でないことを証する書類等
- 親族等の持家、借家を退居する → 親族等の申立書
- その他 (.....) → その他の処分方法等に関する書類
- 未定 → 入居が登記の後になる理由に関する書類(裏面参照)

5 入居が登記の後になる理由(該当する□に✓)

抵当権設定登記を急ぐため(入居予定日が申立日から2週間以内の場合のみ申立書による受付可)

その他(該当する□に✓) *

- | | | |
|-------------------------------------|---------------------------------------|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 前住人が未転出のため | <input type="checkbox"/> 本人又は家族の病気のため | <input type="checkbox"/> 学校関係の事情のため |
| <input type="checkbox"/> リフォーム工事のため | <input type="checkbox"/> その他(.....) | |

※やむを得ない理由により入居予定日が申立日から2週間を超える場合、「入居が登記の後になる理由に
関する書類(裏面参照)」(複数該当する場合、それぞれの書類)を添付すること

【入居が登記の後になる理由に関する書類】

- (入居が登記の後になる理由) (添付書類)
- ①抵当権設定登記を急ぐため → 当該家屋を新築又は取得するための資金の貸付等に係る金銭消費貸借契約書、又は家屋の代金の支払期日の記載のある売買契約書等
(入居予定日が申立日から2週間以内の場合のみ申立書による受付可)
- ②前住人が未転出のため → 前住人と証明申請者又は宅地建物取引業者との間の引渡期日の記載のある売買契約書等
- ③本人又は家族等の病気のため → 治療期間が記載された診断書等
- ④学校関係の事情のため → 在学証明書又は在園証明書、子供の年齢が確認できる住民票等
- ⑤リフォーム工事のため → リフォーム請負工事契約書、見積書等（当該家屋のものであることがわかるもの）
- ⑥その他 → その他やむを得ない理由により入居が登記後になることを明らかにする書類等